

軽微な変更

1. 各階各方向の上部構造評点（計算ソフトでの計算結果）が変わらない場合。
2. 診断時に確認できなかった既存柱や耐力壁を工事の際確認し、再計算の結果、上部構造評点が、各階各方向において当初の計算以上の数値となった場合。（診断時の錯誤を含む）
3. 必要耐力（ Q_r ）のみの変更。（増減は問わないが、上部構造評点が1.0を上回る場合）
4. 増設する耐力壁の仕様変更のみの場合。（上部構造評点が1.0を上回る場合）
5. 接合部金物や補強金物のみの変更の場合。
6. 基礎の増設や補強の追加のみの場合。
7. 水平構面を補強する金物や木材、構造用合板の追加のみの場合。
8. 上記1～7のうち複数に該当し、市町村が軽微であると判断する場合。
9. このほか、市町村職員の再審査により、市町村が軽微であると判断した場合。なお、市町村の審査体制やその他の状況により、変更後の補強計画の審査を求めることができるものとする